

# 控訴審第2回弁論 説明会

日 時 平成21年2月18日(水) 午後1:30~3:00 晴  
会 場 東京弁護士会館 5回 502C号室  
出席者 18名(報道関係者、歯科医師、歯科技工士)  
代表挨拶 脇本征男  
解 説 川上詩朗弁護士

## 【脇本代表挨拶】

4月15日に夢をつなぐことが出来ました。そのほか資金カンパや名簿に見ず知らずの方々からたくさんの応援を頂いており、名簿は現在13544筆、ありがたく思っております。先日は宮城県技から手紙を添えられて、109筆の署名をいただきました。(手紙の内容は別紙) 川上先生のお力でここまでこれました。厚く御礼申し上げます。詳細は別紙「裁判の意義」参照。

## 【川上弁護士の解説】

今回で結審も予測していましたが、次回も開くことで裁判所がさらに弁論の機会を作ってくれました。証人申請をしましたが、陳述書で充分と判断され証人尋問は不要となりました。次回は国がこちらの準備書面に対して反論を出してきます。それについても反論をします。今後は保団連のアンケートを実態として反映させていき、事実論を補充していきます。

この分で行くと、次回結審の可能性が高い。その場合、判決は6月頃になる見込み。敗訴しても、判決文の中に有利な内容があれば、あえて上告をしないで確定する方法もあります。すなわち、裁判で負けて、中身で勝と言うパターンです。

今日提出した書類は次の3通です。(別紙参照)

- 1 控訴人準備書面
- 2 陳述書 歯科医師 成田博之
- 3 陳述書 歯科技工士 脇本征男

## 準備書面についての説明

私達は次の3点を主張しました。しかし、国側はいずれも否定しています。

- 1 確認の利益
- 2 法的地位
- 3 損害賠償

## 争 点

|        | 控訴人  | 国   |
|--------|--|---|
| 法律上の利益 | <p>国から資格を与えられ、それで業務を行い、「法律上の利益」がある。</p> <p>個人の一人一人に利益がある。<br/>「私益」</p> | <p>法律上の利益でなく、「事実上の利益」にすぎない。</p> <p>個人に法的利益は保証されていない。、一般的な利益。<br/>「公益」</p> |
| 地位と権利  | <p>歯科技工士法、及び歯科医師法を基に業務独占がある。<br/>「確認の利益」がある。</p>                       | <p>法律で無資格者は歯科技工をやってはならないと明記。一人一人が業務独占を国に主張する権利はない。<br/>「確認の利益」は無い。</p>    |
| 国家賠償法  | <p>違法がある。</p>  | <p>違法が無い。</p>   |

## 新たな主張「憲法14条」の追加

## 第一四条 【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

- 1 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も供はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

憲法 14 条は平等権を定めたもので、国民一人一人は非合理的な差別扱いは受けないというルールです。法の下で国民は皆が平等であり差別されないという権利原則があります。国家と国民を規律するものです。国に対し、これはしてはならないと定めたのが憲法です。それにより国民の権利が守られているという考え方です。

歯科技工の海外委託に当てはめると、日本の歯科技工士の扱いと、海外委託には明らかに取扱に差別があります。国内の歯科技工士には厳しい規制があります。国内では無資格者の歯科技工は禁じられています。国は海外委託の無資格者の技工に対応しなければならないのに、放置している状況があります。国は差別を生み出しています。そこに合理的な理由あるのか、国の裁量だと言っていますが、その裁量権にも限界があると我々は主張しています。裁量権が差別を生み出している、果たしてそれが許されるのかを今回の書面で述べています。

## 海外委託を解決する裁判外での活動

国が全面解禁をとる可能性もあるから、そのことも考慮して解決の議論を盛り上げねならない。どう解決していくか、その方法を技工士から提言していく必要がある。武器として、保団連アンケートなども活用し、これまでの各種資料を一冊にまとめ、これを持って国会議員などを回ると良い。

- 1 各方面に事実関係を広く伝え、議論を盛り上げる。
- 2 国会議員に要請していく時期にきている。
- 3 医療の政策について、どのような方針を持っているか、政党に問いそして働きかけていく。
- 4 国民生活センターのような消費者関係団体も訪ねる。